

第1章 地域における子育て支援

現状と課題

- 保育園、児童館、児童文化センター等の児童育成施設、幼稚園、学校等の学校教育施設、公民館、愛護センター等の社会教育施設が、子育て支援に関する各種事業を実施しており、類似の事業や施策を行っています。このため、関係機関が連携してネットワークをつくり、事業や施策を的確に実施するとともに、子育ての視点に立った利用しやすい情報を提供していくことが必要となっています。
- 子育て総合支援センター（平成16年11月より運営）では、情報誌の発行、体験保育、育児教室、各種相談事業、子育てサークルの支援、放課後児童クラブ等の数多くの事業、行事を行っています。親子が自由に集い交流や情報交換ができる場として、また子育てや発達、健康に関する総合相談が受けられる場として、重要な役割を担っています。

【子育て総合支援センター事業の内容】

事業名	事業内容	
ひろば事業	・センター開放	1階フロア全体を開放し自由に親子が集い情報交換や交流をする
つどい事業	・学習会	おはなし・絵本の読み聞かせ等のひろば
	・育児教室	育児・健康・栄養・病気・歯科等専門の講座や子育てに関する講演会や救急法・心肺蘇生法等の講習会を開催
	・双子の会	多胎児の情報交換・育児支援
相談事業	・子育て相談	面接・電話
	・発達相談（専門職による）	発達障がい児の個別指導
	・定例健康相談	育児・健康・栄養等専門職が対応
	・家庭児童相談	面接・家庭訪問
情報提供事業	・情報紙の発行	機関紙・ホームページによる情報発信・施設内の情報交換掲示板による利用者同士の情報交換
地域交流事業	・季節ごとのイベント	七夕・おまつり・クリスマス・ひなまつり等地域に呼びかけて実施
	・出張子育てひろば	保健・子育て分野が同時に地域でひろばを開催

事業名	事業内容	
サークル支援	・市内子育てサークルの情報提供	サークルの取りまとめを行い情報提供をしていく
放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ	共働き家庭を支えるため、遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る

- すべての親子への子育てと親育ちの支援については、身近にある保育園を子育て支援の拠点と位置づけ、妊娠時から未就園児の子を持つ家庭までの育児不安の解消を図ることを目的として、未就園児・妊婦対象の「マイ保育園登録事業」と、在園児の保護者を対象にした「ほっとタイム事業」を展開しています。またこれらは、親が安心して子育てを学んでいける機能も担っています。

【マイ保育園登録事業・ほっとタイム事業による子育て・親育ちの継続的な支援】

■マイ保育園登録事業

保育園や市からの積極的な関わり（お誘い）

- ①母子健康手帳交付時のパンフレット配布
- ②各保育園からの呼びかけ
- ③一日体験保育へのお誘い
- ④近所のお子さんへのお誘い

保育園への登録申請、登録証の発行

- ①登録申請書の提出
- ②登録証の発行（登録完了）

かかりつけ保育園と共に安心して子育てを学ぶ

- ①妊娠時からの継続的な相談対応
- ②保育園の見学、育児体験（おむつ交換、授乳、離乳食等）
- ③保育体験（同年齢の子どもと一緒に生活し、遊ぶ）
- ④育児教室への参加

■ほっとタイム事業

降園時を利用して、ティータイムを開設し、気軽に集える仲間との時間と場を提供し、情報交換や懇談、育児相談等を行っている。

- 一人ではないという安心感が持てる
- 保育士等との信頼関係が構築しやすく、何でも気軽に相談できる
- 妊娠、出産、育児について保育園とともに学んでいける
- 0歳から5歳までの保育を身近に感じて、これからの子育てをイメージできる

- 放課後児童クラブは利用者は増加しており、人的対応を含め、施設面での整備も必要となっています。
- 子育てと仕事の両立を支援し、家庭や地域の養育機能を補う施設として保育園はますます重要になってきており、各園では低年齢保育、延長保育、一時預かり、病後児保育、休日保育等の充実に取り組んでいますが、さらなるニーズの増大に伴い取り組むべき課題は多くなっています。
- 一時預かりは6か所で実施していますが、その利用者は増加傾向にあり、また、一部の一時預かりの児童に情緒不安定な状態がみられるため、保育士の十分な関わり方が必要となっています。また、受入れ施設が入所児童と一時預かりの児童が同一施設であるため、入所児童にとって安定した生活の場となるように配慮するとともに、緊急受入れの場合等にも望ましい保育ができるように、一層の工夫を重ねる必要があります。
- 今日の子どもを取り巻く社会環境の変化は、子どもの生活に大きな影響を与えており、引きこもりや不登校、いじめ、虐待等数々の深刻な問題が生じているため、家庭と地域が連携し、子どもを温かく見守りながら育成していくことが重要となっています。
- 地域住民の交流の場の中心的存在である公民館を、老人会や婦人会等と連携し、子どもや親を含めた地域の誰もが気軽に立ち寄れるような運営手法や体制を整備していくことが必要となっています。
- 全市的には児童文化センター（こどもの国）、生涯学習センター、児童館等が、地域では保育園、学校、公民館の活動を通して、楽しみながら交流できる機会や場を提供するとともに、自然体験や社会体験を通じて、命の大切さや生きる楽しさを学んでいけるようにしていく必要があります。

1. 子育て支援サービス

施策展開のポイント

▶ 地域の子育て支援・親育ち支援

保育園や幼稚園の利用者のみならず、すべての親子への支援として、妊娠中からの積極的な関わりと信頼関係の構築による地域での親子支援を展開する。また、地域の保育園をその拠点として位置づけ、継続的な支援に取り組む。

▶ 子育て支援事業の着実な実施

専業主婦やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行うため、各種の子育て支援事業が着実に実施されるように努める。

▶ 情報提供・相談体制の充実

子育て支援事業に関する情報の提供、相談及び助言並びにあっせん、調整及び要請等を行い、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図る。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●子育て総合支援センターの整備と機能の充実		
→ 専門職員の配置による事業の充実	地域子育て支援拠点事業を実施。 専門職員による育児教室や出張子育て支援事業等の内容の充実。	継続実施
→ 新たな子育て支援センターの設置	未就園児の多い地区での子育て支援センター設置。	充実
→ 18歳未満の子どもと子育て家庭を対象とする支援機関のネットワークの構築	関係機関と連携をとりつつ、対象となる児童のケース会議を随時開催。	継続実施
→ 子育てサークルとの協働による地域子育て支援の促進	子育てサークルとの協働による子育て支援事業の計画づくりを実施。	継続実施
→ 子育て総合支援センターに向けない母親等に対する出前育児相談の実施	支援センターを利用できない保護者を対象に、各地区の公民館・公会堂等において、出前育児相談を実施。	継続実施
→ 健康管理センターとの役割分担の確立と連携の促進	乳幼児の年齢に応じた健康相談事業及び発達支援教室を実施。	継続実施
→ 子育てサポーターの育成と支援	関係機関と協働による子育てサポーターの育成講座を実施。	継続実施
→ 利用者の意見の反映	利用者の意見を聞き、事業及び機能の充実にを図る。	継続実施
●放課後児童クラブの充実		
→ 学校や地域等との連携強化	学校との定期的な打ち合わせや、地域住民との交流行事を実施。	継続実施
→ 指導員の資質の向上	各児童クラブの情報交換と交流の促進。 関係機関等実施する研修会への積極的な参加の促進。	継続実施
→ 施設新設の検討	各児童クラブの運営状況の把握及び未設置校区における保護者ニーズの調査。	調査研究準備
●子育て支援施設や制度に関する情報の提供		
→ 保育園、幼稚園、子育て総合支援センター、児童文化センター、NPO法人等における保育メニューや行事申し込み、利用手続き等のPRの実施	情報紙や掲示板・ホームページ・マスメディア・地区回覧等においてPRを実施。親同士の交流による情報交換やPRの拡大。	充実
→ 利用上の問い合わせやニーズに対する速やかな対応	速やかな対応と回答の実施及び情報を随時提供。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●子育て情報の提供		
→ 子育てサービスについて情報提供できる窓口の充実	窓口での速やかな対応。	充実
→ ホームページ等による子育て情報の提供	関係機関と連携をとりつつ、子育て情報を随時提供。	充実
→ 市内の育児支援情報を冊子にした育児支援マップの配布	名称を「子育て支援情報誌」と改名。関係機関との協働により作成し、妊娠届出時及び転入児（3歳までの児）に配布。今後は、対象範囲を広げ子育て中の保護者に配布を検討。	充実
●総合的な相談窓口による相談機能の充実		
→ 相談窓口の機能充実	専門スタッフによる面接・電話相談の実施。 関係機関との連携を図る。	継続実施
→ メール等による相談機能の整備	速やかな回答。	継続実施
●子育て支援の拠点となる保育園を中心とした地域における支援		
→ 地域の子育て支援・親育ち（親学び）支援	「マイ保育園登録事業」「親支援事業（保育士・看護師等による生後4ヶ月未満児戸別訪問相談）」による、妊娠時からのすべての親子への継続的な支援を行っている。今後の役割として、子育てコーディネーターを配置し、事業の拡大と充実を図っていく。	充実

2. 保育サービス

施策展開のポイント

▶ 広く市民が利用しやすい保育サービスの提供

子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を踏まえてサービスの提供体制の整備に努める。このため、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図るとともに、一時預かり、延長保育、休日保育等の多様な保育需要に応じて、広く市民が利用しやすい保育サービスの提供に向けて取り組む。

▶ **保育サービスに関する情報提供**

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う。

▶ **保育サービスの質の向上**

サービス評価等により、保育サービスの質の向上を図る。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22~H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●保育園の整備		
→ 保育園の必要数の検討と民営化を含む市立園の整備	平成 20 年 4 月より松原保育園を、平成 21 年 4 月より木崎保育園を、平成 22 年 4 月より金山保育園を民営化。 さらに、平成 24 年度を目標に、新和保育園、和久野保育園を統廃合し、新たな保育園を民設民営で運営。	継続実施
→ 老朽施設の整備及びバリアフリー化促進	適宜施設を改修。	充実
→ 地域に開かれた保育園づくりのための親子が気軽に集える場の設置	育児不安、負担感解消のための支援事業としてほっとタイム事業を実施。また、子育てコーディネーターの配置を予定。	充実
→ 親のニーズを反映した施設づくり	病後児保育、一時預かりが可能な専用保育室の設置。	継続実施
●低年齢児保育の充実		
→ 途中入園者を考慮した体制の充実	保育園の入所状況を見きわめながら実施。	継続実施
→ トイレ、手洗い場等施設設備の改善	適宜改善を実施。	継続実施
→ 栄養士や看護師の配置と医師との連絡体制の強化促進	公私立 7 園に栄養士を配置。看護師については、状況により配置を検討。	充実
●延長保育の充実		
→ 地域ごとの指定園の整備	三島保育園、中郷西保育園、松乃栄保育園、つくしんぼ保育園、さみどり保育園、松原保育園、木崎保育園で実施。さらに、金山保育園でも実施予定。	充実
→ 受入れ体制の充実	保育士の適正配置。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●土曜保育の充実		
→ 地域ごとの指定園の整備	土曜1日保育を、私立保育園全園と櫛川保育園、三島保育園で実施。	継続実施
●休日保育の充実		
→ 地域ごとの指定園の整備	中郷西保育園、さみどり保育園で実施。	継続実施
●一時預かりの充実		
→ 地域ごとの指定園の整備	つるが保育園、黒河保育園、中郷西保育園、さみどり保育園、晴明保育園、木崎保育園で実施。平成22年度以降、金山保育園で実施予定。	充実
→ 受入れ体制の充実	保育士の適正配置。	継続実施
→ 一時預かり保育料の適正化	他市町と比較した保育料の検討	調査研究準備
●病児保育・病後児保育・産休明け保育		
→ 病児保育の実施・検討	病児保育の実施可能性の調査研究。	調査研究準備
→ 病後児保育の推進	中郷西保育園、さみどり保育園で実施。	継続実施
→ 産休明け保育の充実	三島保育園、中郷西保育園、晴明保育園、つくしんぼ保育園、さみどり保育園、松原保育園で実施。	継続実施
→ 看護師や栄養士の常時配置と医師との連携体制の確保	病後児保育における看護師の常時配置とかかりつけ医師と診療情報の提供。	継続実施
→ 看護の心得、救急法等の研修による資質の向上促進	消防署職員を招き、保育士に対し救急法の講習。	継続実施
●民間保育園への支援		
→ 民間保育園への支援の充実	補助金制度の実施。	継続実施
●保育従事者の資質の向上		
→ 各保育園同士の情報交換、交流の促進、定期的な研修の実施等による資質の向上	公私立研修委員会を設置。その中で、公私立保育園合同の研修サークルを確立する。また、各種研修会等への参加。	充実
→ 第三者評価事業の実施	さみどり保育園で実施。今後、順次実施予定。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 苦情処理対策の充実	苦情処理マニュアルにより対応。	継続実施
●子どもの将来像をめざしたカリキュラム		
→ 子どもの成長段階を踏まえた 保育園と幼稚園が連携して取 り組める手法の導入	導入に向けて関係各課と連携を図りなが ら、検討委員会を立上げ実施に向け検討。	調査研究準備
→ 保育園と幼稚園組織の一体化 の検討	認定こども園の方向性の検討。	調査研究準備

3. 地域における子育て支援のネットワークづくり

施策展開のポイント

▶▶ 地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成

きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進する。

▶▶ 地域住民の子育てに関する意識啓発等の推進

地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を推進していく。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●地域資源を生かした子育て支援ネットワークづくりと場の確保		
→ 元気な高齢者等の地域住民の 支え合いによる子育て支援	老人クラブ連合会等と連携。	調査研究準備
→ 子育て支援に対するニーズの 一元化と情報管理機能をもつ ネットワーク組織の設置の検 討	情報把握及び関係課・機関との検討。	調査研究準備
→ 子育てサークルの育成支援	場の提供と情報交換による支援の実施。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 民生委員児童委員、育児サポーター、ボランティア、地域住民等の協力による親子が気軽に集える場の確保	児童文化センター、児童館、少年自然の家、公民館、学校等の社会資源を活用し、子どもが安全かつ有意義に過ごせる居場所づくりを推進。	継続実施
→ 既存のファミリーサービスクラブとの連携等を検討の上、ファミリー・サポート・センター（育児）設立の検討	ファミリー・サポート・センター事業について、既存のファミリーサービスクラブの状況把握及び検討。	調査研究準備
→ 子育てを終えた人による積極的なボランティア参加の推進	敦賀市社会福祉協議会の「ボランティアセンター運営事業」に対し補助金を支出し、活動支援を実施。	継続実施
→ 地域の「役に立てること」と「助けてほしいこと」の循環のためのコーディネーター育成と配置	敦賀市社会福祉協議会の「ボランティアセンター運営事業」に対し補助金を支出し、活動支援を実施。	継続実施
→ 学校との連携によるネットワークの強化	ボランティアによる読み聞かせなど低学年学校生活支援推進事業の実施。 地域住民の協力による伝統文化に関する学習など教育コミュニティ推進事業の実施。	継続実施
→ NPO法人をはじめとする市民団体やシルバー人材センター等の関係団体との情報共有による育児サポートの促進	地域子育て支援拠点事業の推進。 すみずみ子育てサポート事業の実施。	継続実施

4. 児童の居場所づくり、児童健全育成

施策展開のポイント

▶▶ 児童の居場所づくり

遊びを通じた仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成を図るため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりの推進を図る。また、福祉分野や教育分野が連携し、夏季・冬季等の長期休暇中の居場所づくりにも配慮していく。

▶▶ 児童健全育成

児童の健全育成を図る上で、児童文化センター、児童館、少年自然の家、公民館、学校等の社会資源及び民生委員児童委員、ボランティア、NPO、子ども会、

自治会等を活用した取組みを進める。あわせて、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携した地域ぐるみの支援ネットワークの整備を図るとともに、個別的・具体的な問題に対しては関係機関による専門チームを編成し、非行防止及び問題行動への対応、不登校、引きこもり等各種問題への対応を図る。

▶ 「子どもの権利」の周知

子ども一人ひとりの成長と自立を支援していくため、「子どもの権利」の周知や学習機会の提供等、市民意識の啓発を推進していく。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22~H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●児童文化センターの充実		
→ 親子サークルの活動の拠点としての機能の充実とサークルに加入できない親子への支援	親子サークルがお互いに連携し、活動の場として利用。また、サークルに参加できない親子についても「ちびっこ広場」等への参加による支援。	継続実施
→ サークル活動の場として積極的な情報の発信	広報つるが、RCNお知らせ、センター内掲示板等を通して毎月の行事の案内、サークル活動の場の情報を広く提供。	継続実施
→ 子どもをケアするボランティア組織の拠点機能の充実	NPO法人子育てサポートセンターきらきらくらぶやマミーサミット等子育てボランティア団体が活動拠点として利用。	継続実施
→ 児童の健全な遊び、交流等の場としての充実	児童が遊具や体育施設等で楽しく健全に遊び、また他の児童との交流の場となっている。	継続実施
→ 低学年生をサポートする中高生のボランティア活動の充実と異年齢交流の促進	子ども会育成連合会の中高生会員が「チャレンジ 21」等のボランティアとして参加し、小学生に対し指導を行うとともに交流を実施。	継続実施
●公民館の充実		
→ 学校週5日制に対応した取組みの実施	「地域子ども教室」のほか子ども対象の多様な事業を実施。	継続実施
→ 園児・小中学生に向けて「子どもセンター情報誌」による情報の提供	つるが子どもセンター情報誌「つるがっ子広場」を年2回発行し、イベント情報を提供。	継続実施
→ 公民館が中心となった地域ふれあい交流事業の実施	「地域子ども教室」開催等による世代間地域ふれあい交流を実施。	継続実施

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
→ 地域の子どもが気軽に利用できる運営体制の整備	オープンスペースや図書コーナー等の設置。また地域住民が中心となった運営体制の充実。	充実
→ 施設整備について、市民や運営組織の意見が反映できる体制の整備	公民館建設等施設整備にあたり、地区住民の意見を反映させる。	継続実施
→ ボランティアセンター機能の確立	敦賀市社会福祉協議会の「ボランティアセンター運営事業」に対し補助金を支出し、活動支援を実施。生涯学習リーダー登録制度等を充実し、人材のネットワークを図る。	充実
●児童館の充実		
→ 安全で安心できる場としての機能の充実	地域において児童が自主的に参加し、安全に自由に遊べる場所の提供。	継続実施
→ 児童文化センターや公民館との連携	児童の健全育成を図るため、児童文化センターや公民館との連携が図れるよう調整。	継続実施
●健全育成のための支援		
→ 家庭教育相談や青少年の悩み相談の充実	保護者への悩み相談の呼掛けや各相談体制のPRの充実。また、各相談機関との情報共有。	継続実施
→ 愛の一声運動の推進・啓発	子どもの実態に関する諸団体との情報交換の実施。子どもの安全安心対策に関する広報啓発活動の展開。	継続実施
→ 各関係機関との連携強化	少年愛護センター運営委員会・二州若狭(小中)地域生徒指導地域連携推進協議会・要保護児童対策地域協議会・DV関係機関等との連携強化。	継続実施
●「子どもの権利」の尊重		
→ 「児童憲章」と「子どもの権利条約」の周知徹底	子どもに関する行事等各種機会に「児童憲章」「子どもの権利条約」の周知を図る。	継続実施
→ 保育園、幼稚園、学校等における人権教育の推進	人権感覚の高揚・尊重・擁護の実現に向け講演会等を開催。	継続実施
●子どもがおりのままに生活できる環境づくり		
→ 誰もが、自らの選択により自由に活動できる地域づくりの推進	子ども会育成会等の青少年健全育成団体の支援	継続実施

5. 世代間交流、地域資源を活用した子育て支援

施策展開のポイント

▶▶ 世代間交流の推進

子育て家庭への各種支援を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得る等、世代間交流の推進を図る。

▶▶ 地域資源の活用

身近に子どもや親同士が交流できる場として、公園・緑地の整備やその他の地域資源の活用等を検討する。

施策の展開

主 要 施 策		計画工程 (H22～H26)
事業内容	事業の実施状況等	
●世代間交流の推進		
→ 世代を超えた地域住民によるイベントや学習機会の提供	得意技名人等の指導による各種教室やイベントの実施	継続実施
→ 各世代の子育て支援意識啓発活動の推進	保育園でのお年寄りの保育補助活動を基として、地域の子育て支援意識の啓発を図る。(保育キーパーの配置) 子育て支援のPRの充実。	充実
●保育園・幼稚園と地域との交流		
→ 保育園と幼稚園における地域活動の充実	保育園・幼稚園においては、地域の開催するイベントに積極的に参加している。また、お年寄りや小中学生と交流を持ち、地域活動の充実を図っている。	継続実施
●公園・緑地の整備		
→ 街区公園等の整備充実	既存公園の補修を実施。 未整備公園の計画的な整備。	充実
→ 施設整備について市民や運営組織からの意見反映	施設計画や維持管理を市民等と協働で行う。	充実